平成２３年（フ）第７７４４号
大阪市福島区吉野２丁目11番14号
債務者　加島　良三
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　智行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２１号
札幌市白石区本通19丁目南１番23―205号
債務者　三浦　浩隆
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２５号
静岡市駿河区宮竹１丁目７番25号　Ｂ４、前住所静岡市葵区上足洗３丁目14番39号
債務者　渥美　公敏
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１号
石川県鹿島郡中能登町大槻井部15番地
債務者　宮川　正豪（旧名政豪）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　覚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１号
長崎県対馬市厳原町西里354番地　ハダアパート103、旧住所長崎県対馬市厳原町大字宮谷162番地３
債務者　中村　敏克
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
金沢市長坂台８番５号、従前の住所金沢市長坂１丁目６番23号
債務者　松川自動車商会こと　松川　重成
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　敦賀　彰一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
長野県伊那市山寺2979番地１　コーポ和手Ｅ号
債務者　西澤　　晃
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４５７号
札幌市西区発寒７条５丁目10番３号　いずみハイム２Ｆ―Ａ号
債務者　長谷川ヒロエ（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９２号
札幌市豊平区西岡４条１丁目５番５号　羊蹄荘１
債務者　太田ゆうこ（旧姓岩田・末吉）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
札幌市東区北25条東18丁目１番３号　グリーンパーク旭25―202号
債務者　齋藤　光則
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
札幌市東区北25条東18丁目１番３号　グリーンパーク旭25―202号
債務者　齋藤　裕恵（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
札幌市北区あいの里４条６丁目17番17号
債務者　渋谷　里見
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
札幌市南区南沢１条１丁目５番70号　グリーンパレス南ヶ丘Ｂ101号
債務者　西條　昭一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０号
北海道石狩市花川東１番地53
債務者　須藤　孝昭
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６号
札幌市中央区南23条西14丁目２番３号　エストメゾン305号
債務者　佐藤　　秀
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０号
札幌市北区屯田７条11丁目３番23―102号
債務者　石岡　千春（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９号
札幌市豊平区美園５条２丁目２番21―302号
債務者　田中　　準
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部